

強化拠点校支援事業実施要項

1 事業目的

全国大会・国体等での活躍および、次世代アスリートの受け入れ先として期待される県内の強化拠点校に対し、部活動の日常的な練習（合同練習、強化合宿を含む）などに対し重点的な支援を行うとともに、中学校・高等学校の一貫した強化体制の構築を図り、少年競技における競技力の向上を図る。

2 実施主体

実施主体は、強化拠点校とする。

3 事業内容

事業	内容
強化に必要な事業	対外試合、合宿などの強化練習や講師の招へい等効果的に強化を図る事業

4 補助対象経費及び補助基準額

補助対象経費	補助基準額
事業の実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none">○ 直近2大会の実績を5段階にランク分けし、そのランクに応じた基準額を各校に配分する。○ 上記の額に当該年度の活躍を見越した期待値を4段階に区分し、基準人数を乗じた額を配分する。○ 競技区分において過去の実績（国体優勝・総体優勝など）により山口県を牽引する優秀な指導者に対し、別に山口県体育協会（以下「県体協」という）事務局が定めた額を支給する。○ その他、特殊事情により特別に加算。 ※ 費用・項目ごとの補助基準額は、別表のとおりとする

5 事業計画書・事業実績書の提出

強化拠点校は、県体協会長の定めるところにより、事業計画書・事業実績書を提出するものとし、様式は別に定める。

6 費用

強化拠点校が実施する事業に対して、県体協は予算の範囲内において補助するものとする。

7 その他

- (1) 強化拠点の詳細については、山口県競技力向上対策委員長が別に定める。
- (2) この実施要領によりがたい場合は、あらかじめ協議すること。